

編集・発行＝松戸市水道部

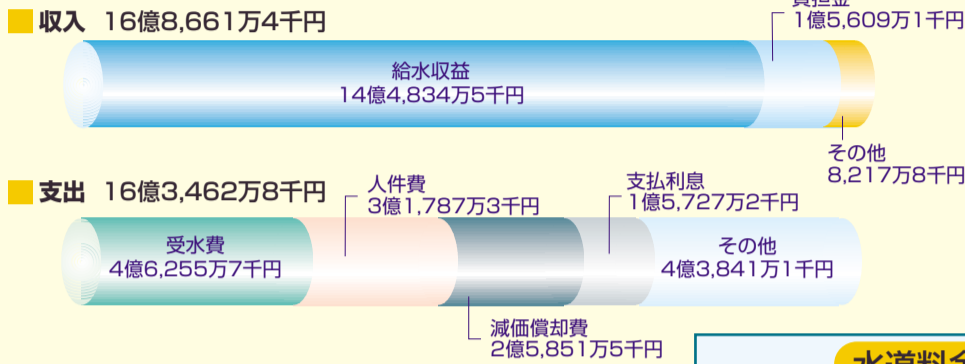
〒270-0027 松戸市二ツ木42番地の2
総務課 ☎047(341)0430
工務課 ☎047(341)0911
公道漏水等の連絡は工務課まで

水道まつど

平成14年1月1日 現在
給水戸数……35,039戸
給水人口……78,894人
1日1人平均使用量…… 299ℓ

平成12年度決算グラフ

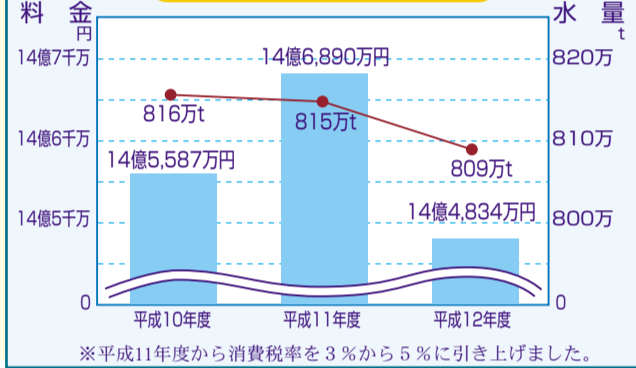
【収益的収支】



【資本的収支】



水道料金と水量の推移



松戸市水道事業会計は、左記のグラフのとおり、皆さんに水をお届けするために必要な経費である「収益的収支」と、水道施設の整備・拡張に必要な経費である「資本的収支」からなりたっています。

収益的収支 収入16億8,661万4千円に対し、支出16億3,462万8千円となり、差し引き5,198万6千円の純利益が生じました。

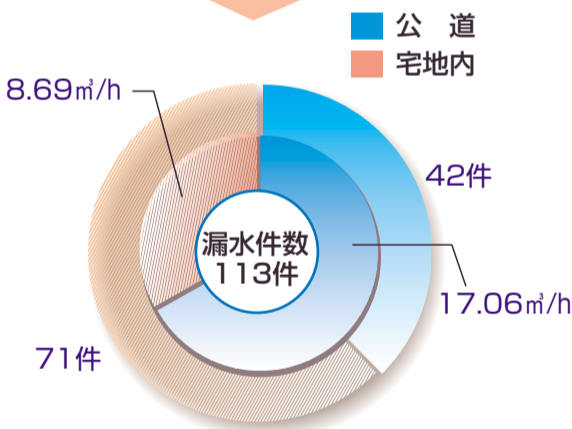
資本的収支 収入7億5,011万3千円に対し、支出8億6,238万円となり、収支不足額1億1,226万7千円については、内部留保資金で補てんしました。

平成12年度決算のお知らせ

水道事業は、皆さんに納めていただいている水道料金を主な収入として運営しております。

今後も一層の経費節減等の経営努力を図り、効率的な事業運営を目指してまいります。

漏水件数と水量



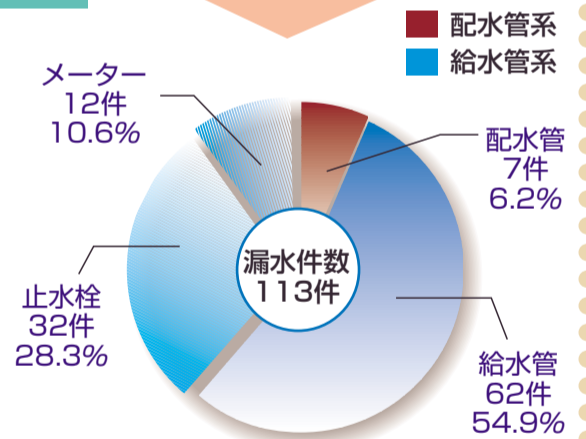
漏水調査の結果について

昨年7月から10月にかけて給水区域内の配水管約84キロメートル、給水世帯約25,000世帯について漏水調査を行いました。

調査の際には、皆さんにご協力をいただき、ありがとうございました。

漏水箇所の工事も全て完了し、今後も貴重な水資源を大切にするため、漏水の早期発見に努め、計画的に老朽管の更新を行ってまいります。

漏水箇所



水道料金の徴収業務は「第一環境(株)」に委託しています。

所在地・連絡先

松戸市常盤平3丁目26番地の2
(常盤平浄水場内)
☎047(383)2100

営業時間

平日 8時30分から17時00分まで
土曜日 9時00分から12時00分まで
*日曜、祝日はお休みです

取扱い業務

- 検針に関すること
- 水道料金に関すること
- 転入・転出に関すること
- 口座振替に関すること
- 宅地内での漏水に関すること

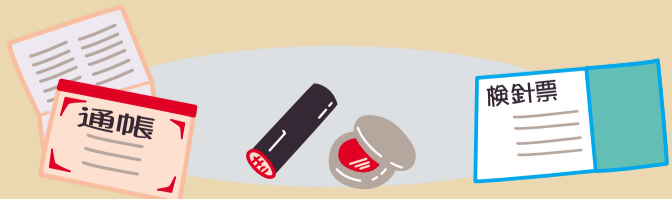
【水道料金は便利な口座振替で】

お申し込みは金融機関の窓口となります

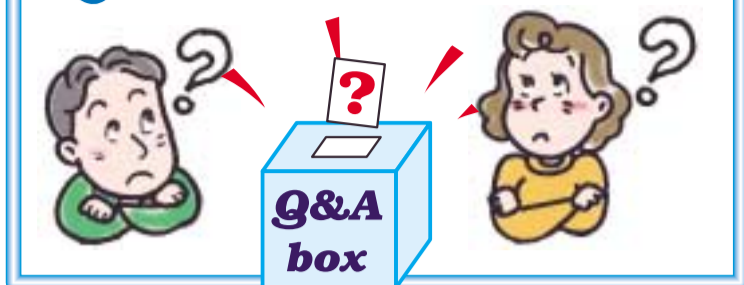
口座振替は、皆さんの口座から自動的に引き落としされる確実で大変便利な制度です。

手続きは、「預金通帳」、「印鑑(届出印)」、「水道使用水量・料金等のお知らせ(検針票)」又は領収証書をご持参のうえ、金融機関の窓口へお申し込みください。

なお、振替日は2か月に一度、検針月の翌月の28日(金融機関が休業日に当たるときは翌営業日)となります。



水の質問箱③



鉛製給水管からの水道水について

皆さんの建物へ水を供給するために引き込まれている水道管を「給水管」と言い、その材質は、ステンレス・塩化ビニール・鉛などがあります。

鉛管は加工がしやすいため、給水管として用いられてきましたが、腐食しやすく漏水の原因にもなります。また、国からの指導もあり松戸市水道部では平成2年12月以降の新規使用を取り止め、ステンレス管を使用しています。

水道部では現在、配水管の工事による鉛管の取替を行なっておりますが、その早期解消に向け努力しております。



最近、新聞等で水道水と鉛管の問題が報道されましたが、どのようなことなのでしょう？

また、毎日水道水を飲んでも健康に問題はないのでしょうか？



給水管が鉛管の場合、ごく微量ではありますが鉛が水道水に溶け出ることがあります。そのため鉛による健康被害に問題のない量として、平成4年12月に厚生労働省が現行の0.05mg/ℓ以下に水質基準を定めました。その際、水道水中の鉛濃度の一層の低減化を推進するため、平成15年頃に目標を0.01mg/ℓ以下にするとしています。

通常の使用状態においては水質基準を下まわっており、問題はありません。



水の使い方について何か注意することはありますか？



朝一番の水道水は飲み水以外にお使いください。

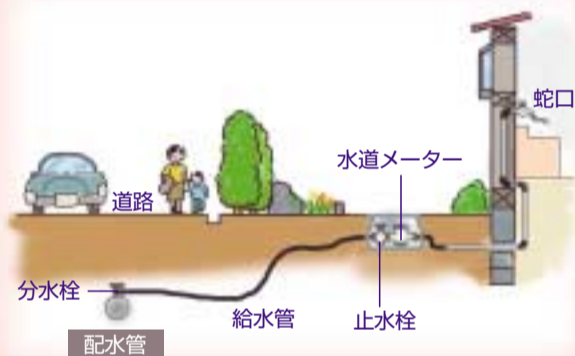
鉛製給水管を使用しているご家庭では、朝一番に水道水を使う場合や旅行などで長期間水道を使わなかった場合は、念のため、バケツ一杯程度（約10リットル）の最初の水を飲み水以外（トイレ・洗濯・散水等）にお使いになることをおすすめします。

平成2年12月以降に新築された家の給水管や、家の前の道路に埋設された配水管の入替え工事が行われた所では

鉛管は使われていません。

ご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

工務課 ☎ 341-0911



水道料金がコンビニエンスストアで支払えます

平成13年10月1日から水道料金および下水道使用料のお支払いが皆さんの身近にあるコンビニエンスストアでもできるようになりました。

取扱店一覧

セブンイレブン	サンエブリー	ココストア
ローソン	サークルK	ポプラ
ファミリーマート	サンクス	スリーエフ
デイリーヤマザキ	ミニストップ	セーブオン
ヤマザキデイリーストア	am/pm	コミュニティ・ストア
セイコーマート（北海道・関東地方ならびに北海道スパ-107カ店）		
HOT SPAR（関東・東北・沖縄地区のみ取扱い）		

夜遅くても
休日でも
大丈夫

最近、水道部の名前をかたる悪質な訪問販売等のトラブルによる問い合わせが増えています。水道部の職員であるか、身分証明書の提示を求めするなど、身分の確認をお願いします。不審に思ったときは、すぐに水道部までお問い合わせください。

総務課



341-0430



水源費負担金を条例化

平成14年4月1日から水源費負担金を条例化します。

昨年、松戸市議会12月定例会に給水条例の一部改正を提案、審議を経て可決されました。

この改正の目的は、給水需要に影響を与える開発等を行う事業者に対し、使用水量に応じて水源費負担金を納付いただくことを明確にするため現要綱を条例化するものです。